

# 新潟県県営林道事業施行要綱

昭和57年1月12日制定

令和2年5月25日改正

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、民有林の経営を合理化し、林産物の生産向上を図り、あわせて山村経済の振興に寄与するために行う林道事業のうち、県営で施行する事業について必要な事項を定めるものとする。

## (事業の範囲)

第2条 県営で施行する林道事業（以下「事業」という）は、次の各号の一に該当するもののうちから、予算の範囲内において行うものとする。

- (1) 林道事業の計画規模の大きいもの
- (2) 林道事業の計画区域が2以上の市町村又は森林組合の区域にわたるもの
- (3) 林道事業の実施に高度の技術を要するもの
- (4) 県有林の開発に関係があるもの
- (5) その他県知事が必要と認めるもの

## (事業施行の申請手続)

第3条 事業の施行を希望する市町村又は森林組合（以下「申請者」という。）は別記第1号様式による申請書に次の書類を添えて、事業実行予定の年の4月10日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 資金計画明細書（別記第2号様式）
- (2) 分担金納入確約書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

## (事業施行の決定)

第4条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業施行の適否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

## (事業施行の条件)

第5条 前条の規定により事業施行の決定の通知を受けた申請者は、次の事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 林道予定線の関係土地を測量し、若しくは調査すること又は支障木竹の伐採及び農工作物を損傷した場合の利害関係者の調整並びに損害賠償の責任を負うこと。
- (2) 林道敷地に係る用地について、あらかじめ利害関係者の調整を図り、事業実施上支障が生じないようにすること。

(3) 県が取得した林道用地に係る所有権移転の登記その他の登記に必要な手続きを行うこと。

(4) 事業施行に要する経費のうち、新潟県県営林道事業分担金徴収条例（昭和30年新潟県条例第70号）第1条及び第2条に規定する分担金（以下「分担金」という）を納入すること。

（事業施行の決定の取消し等）

第6条 知事は、分担金が指定期日までに納入されていない場合は、事業施行の決定を取り消し、又は事業の施行を中止することができる。

（財産の譲与）

第7条 知事は、事業実施により取得した財産（以下「財産」という。）が市町村の自主的な管理を適当とし、かつ、適切な管理が行われると認められるときは市町村に譲与することができる。

（譲与の手続）

第8条 前条の規定により、財産の譲与を受けようとする者は、新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号）第43条の規定に基づく普通財産譲与申請書を知事に提出しなければならない。

2 財産の譲与は、別記第4号様式の林道財産譲与契約書により行うものとする。

（書類の経由）

第9条 この要領により知事に提出する書類は、申請者の住所地を所管する地域振興局（新潟地域振興局津川地区振興事務所にあつては同地区振興事務所）を経由しなければならない。

## 附 則

この要領は、昭和57年1月12日から施行し、昭和56年度事業から適用する。

(別記第1号様式)

第 号  
〇年〇〇月〇〇日

新潟県知事 様

住 所  
氏 名

〇〇年度 県営林道事業施行申請書

〇〇年度において、下記の林道事業を県営で実施願いたいので、新潟県県営林道事業施行要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 路 線 名

2 施 工 地

地内

3 事業の種類

事業

4 事業の内容

幅 員 m

延 長 開設 m (舗装 m)

事業費 円

5 分 担 金 額

円

(別記第2号様式)

資金計画明細表

費 目	金 額	備 考
一 般 財 源	円	
分 担 金	円	
負 担 金	円	
寄 付 金	円	
地方債又は融資	円	
計	円	

(別記第3号様式)

分担金納入確約書

第 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県知事 様

住 所  
氏 名

〇〇年度において、 線の開設に要する経費のうち、新潟  
県営林道事業費分担金徴収条例の規定に基づく分担金については、指定期日  
までに納入します。

(別記第4号様式)

## 林道財産譲与契約書

新潟県（以下「甲」という。）と〇〇市（以下「乙」という。）とは、財産の譲与について次のとおり契約を締結する。

(財産の譲与)

第1条 甲は、新潟県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年新潟県条例第6号）第3条第1号の規定により次条に掲げる財産を無償で乙に譲与し、乙は、これを譲り受けるものとする。

(譲与財産)

第2条 譲与する財産は、別表1「財産内訳表（土地を除く）」のとおりとする。

(所有権の移転)

第3条 譲与する財産の所有権は、この契約の締結と同時に乙に移転するものとする。

(財産の引渡し)

第4条 甲は、令和△年△△月△△日に譲与する財産をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は、当該財産の引継書を甲に提出するものとする。

(契約不適合責任)

第5条 乙は、この契約締結後、譲与された財産に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを発見しても、甲に対して契約内容不適合を理由とする追完請求、契約の解除、損害賠償請求をできないものとする。

(用途の指定)

第6条 乙は、譲与された財産を翌年度から起算して8年間引き続き林道の用に供しなければならない。

(譲与財産の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、甲の書面による承認があった場合を除くほか、前条の期間満了の日の前に、譲与された財産の所有権を第三者に移転し、又は譲与された財産を第三者に貸し付けてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、譲与した財産について、随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(財産の管理)

第9条 乙は、譲与された財産について管理方法を定め、通行の安全を図るよう努めなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

(財産の返還の義務)

第11条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、第2条に定める財産を甲に返還しなければならない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

△年△△月△△日

新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事

〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇

乙 〇〇市

代表者 〇〇市長            〇   〇   〇   〇

(地域振興局経由)

譲与物件引継書

令和△年△△月△△日付けで締結した譲与契約に基づき別紙財産内訳表のとおり引継ぎ  
ます。

令和△年△△月△△日

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

別紙財産内訳表のとおり引き受けました。

令和△年△△月△△日

〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇市

代表者 〇〇市長 〇 〇 〇 〇

別表1(第2条第1号関係)

財 産 内 訳 表 ( 土 地 を 除 く )

市町村: \_\_\_\_\_

種 類	所 在 地	構 造 ・ 規 格 ・ 数 量	備 考
事業名 林道開設事業  路線名 線  工区名 工区	起点          終点	延長 L=m (m)  幅員 W=m  主要な工種 ・切土工 ・盛土工 ・擁壁工 ・溝渠工 ・法面保護工 ・交通安全施設工 ・下層路盤工 ・上層路盤工 ・表層工  舗装区間 未舗装開設区間	完成検査合格日